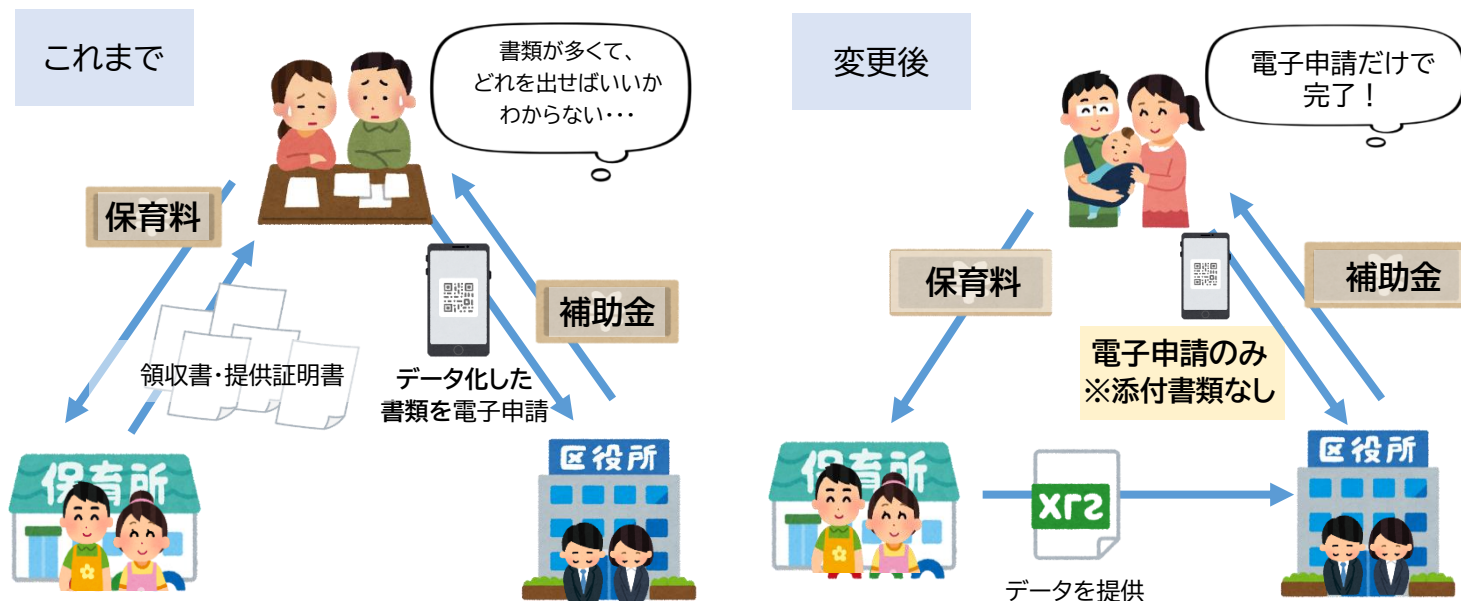


【令和7年度から】**認証保育所**ご利用分の 幼児教育・保育無償化の申請方法が変わります

幼児教育・保育無償化に該当される方について、**保護者の方による施設発行書類の提出を、施設から区への提出に変更**します。（※負担軽減については令和6年度以前と変更ありません）



認証保育所を利用した場合の無償化の申請変更ポイント

- ✓ 施設発行書類の添付が不要になる
- ✓ 年度内に一度の申請（※3か月ごとの申請が不要）
認証保育所の退園月もしくは年度末まで、四半期ごとに審査・支給します

申請にあたって必要なこと

- ① 施設への委任…保育料の納入や保育の提供について、施設が区に直接データを提出することについての委任です。この委任をもって保護者の方の施設発行書類の提出が不要になります。
- ② 補助金の申請手続き…補助金は申請があった方のみにお支払いします。

【委任方法】

園から書類を受け取る際、「配布確認依頼書」の委任欄にチェックしていただきます。ご案内がご自宅宛てに届いた場合は、Logo フォーム内の委任の項目に署名をお願いします。

【申請方法】

認証保育所の入園時期に応じて、園経由でご案内をお配りします。（退園・転出等の事情により、ご自宅宛てに送る場合があります）
申請は原則電子申請で受付しています。

ご注意ください！

施設発行書類が不要なのは、認証保育所ご利用分のみです

認証保育所以外に併用した施設の利用分を申請したい場合	認証保育所以外の無償化対象施設・事業を併用した場合、認証保育所ご利用分と合算し、補助上限額まで支給可能です。別施設・事業ご利用分については、施設に領収書・提供証明書の発行をご依頼いただき、Logo フォーム内に添付してください。
認証保育所以外の認可外保育施設に転園した場合	認証保育所以外の認可外保育施設に転園した場合、補助金の申請には施設発行書類の提出が必須ですのでご注意ください。

無償化の申請方法の変更 Q & A

1	配布確認書の「委任」欄にチェックを行わなかった場合は補助を受けられませんか。	委任を行わなかった方は、今までどおり保護者が施設へ領収書と提供証明書の発行依頼を行っていただき、保護者から補助金申請時に提出いただく必要があります。
2	申請は四半期ごとにする必要がありますか。	年度内に一度ご申請いただければ、都度申請いただく必要はありません。認証保育所の退園月もしくは年度末まで、区側で審査・支給いたします。
3	補助金の申請はどのように行えばいいですか。	認証保育所に入園された時期に応じ、園を通じてご案内をお渡しいたします。申請は原則電子申請で受付しています。
4	なぜ委任が必要なのですか。	幼児教育・保育無償化の根拠法令である子ども・子育て支援法では、施設等利用費（※無償化の補助金）の受給にあたり、施設が発行した領収証および特定子ども・子育て支援提供証明書の提出が必須と定められています。 施設が区に上記書類を直接提出することで保護者の方の施設発行書類提出の事務負担を軽減するには、上記書類の提出行為を施設に「委任」していただく必要があります。
5	他の認可外保育施設に転園しました。補助金の申請は不要ですか。	他の認可外保育施設に転園した場合、改めて補助金のご申請が必要です。
6	認証保育所以外の場合も施設発行書類は不要ですか。	認証保育所以外の認可外保育施設に転園した場合、施設発行書類の提出が必須ですのでご注意ください。

転園等された場合は、区ホームページ「[幼児教育・保育の無償化について\(幼稚園や認可保育園を利用しない方向け\)](#)」をご確認ください。(区ページ ID:1405)

